

# 8. 確定申告書の作成

## ① 確定申告書B 第二表の記入例 (配偶者の給与合計103万円以下・扶養親族が18歳1人・年末調整済みの場合)

令和1年分 給与所得の源泉徴収票

給与・賞与	6,550,000	4,698,400	1,775,000	198,800
源泉徴収税額	580,000	40,000	15,000	

令和01年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額
給与所得	6,550,000	198,800

確定申告書第一表の⑥へ転記。

医療費控除等、確定申告による追加控除がない場合、申告書第一表①の金額と一致。

年末調整を行っていない場合を除き、『源泉徴収票のとおり』と記入。

### 令和01年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 東京都新宿区西新宿  
 新居アイランドタワー11階  
 エフ・ジェー・タロウ  
 エフ・ジェー 太郎

所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 社会保険料控除	支払保険料	580,000	⑪ 掛金の種類	支払掛金
⑫ 新生命保険料の計	源泉徴収票のとおり		⑬ 旧生命保険料の計	
⑭ 介護医療費控除	源泉徴収票のとおり		⑮ 旧長期損害保険料の計	

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額
給与所得	6,550,000	198,800
⑭ 源泉徴収税額の合計額		198,800

配偶者の氏名 エフ・ジェー 花子 45.11.7  配偶者控除

扶養親族の氏名 エフ・ジェー 一郎 13.7.18 38  扶養控除

マイナンバー(個人番号)記入欄。

同一年計配偶者(配偶者の合計所得が38万円以下)や16歳未満の扶養親族がいる場合は記入。

収支内訳書⑮の金額を記入。

住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所
太郎		本人	42.12.18	東京都新宿区西新宿

納税の方法を選択

給付から差引き  自分で納付

収支内訳書⑮

非課税所得など	所得	損益通算の特例適用前の不動産所得	△379,911
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額	所得	事業用資産の譲渡損失など	

納税の場合、給与・公的年金に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法について、『給与から差引き』又は『自分で納付』の別を選択。

①確定申告書B 第一表の記入例 (還付申告の場合)

マイナンバー(個人番号)記入欄。

FA0125

令和 〇1 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書B

住所 東京都新宿区西新宿 新宿アイランドタワー11階

氏名 エフ・ジェー 太郎

収入金額等 所得金額 所得から差し引かれる金額

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額
⑦ 事業業等	① 事業業等	⑩ 社会保険料控除
⑧ 業農業	② 業農業	⑪ 小規模企業共済等掛金控除
⑨ 不動産	③ 不動産	⑫ 生命保険料控除
⑩ 利子	④ 利子	⑬ 地震保険料控除
⑪ 配当	⑤ 配当	⑭ 寡婦・寡夫控除
⑫ 給与	⑥ 給与	⑮ 勤労学生・障害者控除
⑬ 雑	⑦ 雑	⑯ 配偶者(特別)控除
⑭ 公的年金等	⑧ 公的年金等	⑰ 扶養控除
⑮ その他	⑨ その他	⑱ 基礎控除
⑯ 短期	⑩ 短期	⑲ 医療費控除
⑰ 長期	⑪ 長期	⑳ 寄附金控除
⑱ 一時	⑫ 一時	㉑ 合計
⑲ 総合課税	⑬ 総合課税	㉒ 合計
⑳ 雑損	⑭ 雑損	㉓ 合計
㉑ 雑損	⑮ 雑損	㉔ 合計
㉒ 雑損	⑯ 雑損	㉕ 合計
㉓ 雑損	⑰ 雑損	㉖ 合計
㉔ 雑損	⑱ 雑損	㉗ 合計
㉕ 雑損	㉑ 雑損	㉘ 合計
㉖ 雑損	㉒ 雑損	㉙ 合計
㉗ 雑損	㉓ 雑損	㉚ 合計
㉘ 雑損	㉔ 雑損	㉛ 合計
㉙ 雑損	㉕ 雑損	㉜ 合計
㉚ 雑損	㉖ 雑損	㉝ 合計
㉛ 雑損	㉗ 雑損	㉞ 合計
㉜ 雑損	㉘ 雑損	㉟ 合計
㉝ 雑損	㉙ 雑損	㊱ 合計
㉞ 雑損	㉚ 雑損	㊲ 合計
㉟ 雑損	㉛ 雑損	㊳ 合計
㊱ 雑損	㉜ 雑損	㊴ 合計
㊲ 雑損	㉝ 雑損	㊵ 合計
㊳ 雑損	㉞ 雑損	㊶ 合計
㊴ 雑損	㉟ 雑損	㊷ 合計
㊵ 雑損	㊱ 雑損	㊸ 合計
㊶ 雑損	㊲ 雑損	㊹ 合計
㊷ 雑損	㊳ 雑損	㊺ 合計
㊸ 雑損	㊴ 雑損	㊻ 合計
㊹ 雑損	㊵ 雑損	㊼ 合計
㊺ 雑損	㊶ 雑損	㊽ 合計
㊻ 雑損	㊷ 雑損	㊾ 合計
㊼ 雑損	㊸ 雑損	㊿ 合計
㊽ 雑損	㊹ 雑損	㉑ 合計
㊾ 雑損	㊺ 雑損	㉒ 合計
㊿ 雑損	㊻ 雑損	㉓ 合計

課税される所得金額 2724000

上の㉑に対する税額 174900

配当控除 00

復興特別所得税額の記入をお忘れなく

令和1年分収支内訳書

平成 年 月 日 (自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

収入金額	903220
支出金額	900000
計	993220
給料賃金	
減価償却費	454899
貸倒金	
地代家賃	
借入金利子	387230
租税公課	
損害保険料	
修繕費	
管理費等	178080
雑費	352922
計	531002
専従者控除前の所得金額	-379911
専従者控除	0
所得金額	-379911
土地等を取得するために要した負債の利子の額	180526

相殺後の金額※本紙P11④参照。  
 収支内訳書⑮△379,911円  
 +土地分利子額180,526円  
 =不動産③△199,385円

- ②欄は収支内訳書(不動産所得用)の収入金額合計(⑤)を転記。
- ⑦欄は第二表の所得の内訳の収入金額を転記。
- ⑩欄は収支内訳書(不動産所得用)の所得金額(⑮)と土地等を取得するために要した負債の利子の額を相殺した金額を記入。※本紙P11参照
- ⑯欄は源泉徴収票の給与と所得控除後の金額を転記。
- ⑰欄は源泉徴収票の社会保険料等の金額を転記。
- ⑱欄は源泉徴収票の生命保険料の控除額を転記。
- ㉑欄は源泉徴収票の地震保険料の控除額を転記。
- ㉒欄は第二表の所得の内訳の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額を転記。

※①計算式(㉗)算出方法

②の金額	課税される所得金額に対する税額
0円	0円
1,000円 ~ 1,950,000円以下	㉑ × 5% - 0円
1,950,000円超 ~ 3,300,000円以下	㉑ × 10% - 97,500円
3,300,000円超 ~ 6,950,000円以下	㉑ × 20% - 427,500円
6,950,000円超 ~ 9,000,000円以下	㉑ × 23% - 636,000円
9,000,000円超 ~ 18,000,000円以下	㉑ × 33% - 1,536,000円
18,000,000円超 ~ 40,000,000円以下	㉑ × 40% - 2,796,000円
40,000,000円超	㉑ × 45% - 4,796,000円

㉑の課税される所得金額で税額を計算  
 ㉑の課税される所得金額に対する税額を計算して㉗へ記入。  
 2,724,000円×10%-97,500円  
 =174,900円⇒㉗へ記入。

※平成25年(2013年)から令和19年(2027年)までの各年分の確定申告については、所得税及び復興特別所得税を合わせて申告・納付することになります。復興特別所得税は、㉑にて算出します。

第一表

復興特別所得税額の記入をお忘れなく